

大元大一統志

金毓黻撰輯

遼海叢書(十) 民國二十五年三月出版  
遼海書社編纂 大連右文閣發賣

元の中初期二回に亘り官修せられ、其の末葉に及ん

で更に官板を見るに至つた大一統志も明代已に散佚し現今にては諸書に引用せらるゝ断片的な内容以外には數葉の刊本、若干の鈔本を残すに過ぎない。加ふるに之等残本も各地に分藏され容易に披見を許されないのが其の現状であつた。従つて之等が蒐集出刊される事は此の方面の研究の齊しく希望して止まなかつたものであるが、今回金毓黻氏が遼海叢書第十集の子目に大元大一統志を掲げた事はかゝる翹望に應じたものとして喜ばしい。而も本篇は單に「殘本」の復刻のみに止らず、更に「輯本」・「考證」・「附録」を附し、此の種の企に於て稀にみる完備した形式を具へて居り、一見編者の周到なる用意の迹が十分に看取せられる。以下此の有意義な著書の各篇に就いて之を紹介し、缺けたるを補ひ竝に少しく卑見を述べてみたい。(「考證」<sup>卷ハ</sup>報<sup>第四ニ轉</sup>載サレテキル)

① 殘本十五卷 北平・大連兩圖書館、杉村勇造氏所藏及び「宋元書影」所收に係る刊本・寫本を蒐集復刻したものである。收むる内容は均州・房州(襄陽路) 鄜州・葭州(延安路)、灌州(成都路)、合州(重慶路)、巨津州・通安州(麗江路)、海鹽州・崇德州(嘉興路)、常

州路錄事司・晉陵縣・武進縣の各一部又は全部に亘り量に於て極めて僅少とはいへ大元大一統志の復原が一部完成された事は、殘本が輯集せられた便益と共に感謝されねばならない。唯「宋元書影」所收大元大一統志七百九十二卷第一葉と北平圖書館所藏二・三・四葉とは明かに常州路錄事司・晉陵縣・武進縣を記載するに拘らず、目錄に於ても、「考證」五殘本の章中北平圖書館所藏大元大一統志の條に於ても等しく常州路錄事司の項目を脱略せる事は言ふ迄もなく誤にして、之は常州路の親領せる行政區劃として、晉陵・武進二縣と對等に數へられねばならない。猶殘本の系統・刊本の種類に關しては既に青山定雄氏の論文があるが(東京學報<sup>五</sup>「古地誌地圖」)金氏も亦「考證」五殘本の章に述ぶる所がある。三種の刊本を認むる青山氏と之を二種なりとする金氏に相違が存する。

② 輯本四卷 大明一統志・遼東志以下十一種に引用されてゐる佚文の輯集である。(大明一統志所引ノ元志ナルモノガ大元大一統志ヲ意味スル事ハ「考證」六佚文ニ詳述サレテキル)滿州源流考・熱河志等清代の諸書に豊富に本志を引用するを目して、四庫全書總目提要大明一統志の條に永樂大典が大元大一統志を多く引

用せりとあるより同様に大典よりの轉引であらうとする見解は、其の大都路警巡院の部分が清初に残存せし形迹なきに拘らず日下舊聞考に可成り引用されてゐる事實よりも承認される所である。博識の朱彝尊を以てして其の日下舊聞に利用し得なかつた本志が、乾隆三十九年の勅撰に際し始めて多く引用されたのを見れば自ら其の間の事情が首肯されるだらう。日下舊聞考所引の析津志が他書よりの孫引であらうとされる和田教授の推定（東洋學報二十三、三）と併せ考へられる所がある。兎に角かゝる佚文輯集の完備は到底短時日の間に爲し得る所ではなく、後人の増補を俟つて始めて期せらるゝ性質のものである。筆者の知る範圍に於ても日下舊聞考（卷三七、三八、四八、五〇、五三、五九、）及び聖武親征錄何秋濤注太宗三年の條が補足される事を附記して置く。

③考證一卷 章を分かつ事九。祕書監志を中心に關係資料を殆んど網羅して、大一統志の編纂・刊行を考證し、其の内容體例より殘本・佚文に論を進め、元史地理志・大明一統志との關係に言及した一種の綜合的研究である。就中第二章「編纂及刊行」の一章は從

來の錢大昕・吳騫の兩説に對し氏の新たな見解が發表されてゐる點に於て最も多くの問題を提供する所である。即ち至元・大德兩本の存在を認むる點に於て吳氏を斥けて錢氏に従ひ、至正七年大德本の刊行を主張するに當つて、錢氏説を否定して吳氏説を探るのである。唯其の間至元本完成の年次に關して更に別個の三十一一年説が提出されてゐる。此の金氏の下した判斷を批判するに際しては、一應錢大昕・吳騫の兩説を回顧し再考しなければならぬ。錢氏は許有壬「大一統志序」（至正集三五）にみえる

至元二十三年歲丙戌。江南平而四海一者十年矣。集

賢大學士中奉大夫行祕書監事扎馬刺丁言。方今尺地一民盡入版籍。宜爲書以明一統。世皇嘉納。命扎馬刺丁暨奉直大夫祕書少監虞應龍等蒐集爲志。二十八年辛卯書成。凡七百五十五卷。名曰大一統志。藏之

祕府。應龍謂。比前代地理書似爲詳備。然得失是非安敢自斷。尙欲網羅遺逸證其同異焉。至正六年歲又丙戌十二月二十一日。中書右丞相別兒怯不花率省臣奏。是書國用尤切。恐久湮失。請刻印以永於世。制可。明年丁亥二月十七日。皇上御興聖便殿。中書平

章政事鐵木耳達實傳旨。命臣有壬序其首。……  
及蘇天爵「齊乘序」、元史本紀の

我國家大德初。始從集賢待制趙忬之請。作大一統志。

大德七年三月戊申（百衲本・南監本ニ小トナツテイルガ之ハトノ誤デアラウ）蘭

禧・岳鉉等進大一統志。賜賚有差。

に依り、至元二十八年初修本七百五十五卷と大德七年

重修本一千卷（大德本一千卷ノ説ハ「元史藝文志」ニニミヘル所デアリ、金氏ノ指摘セル如ク「元一統志

一千卷」トイフ國史經籍志ニ依憑シタモノデアル）の兩本を認め更に至正七年の

刊本に就いては許序に大德重修本に言及せざるより之

を初修本と解したるものが其の大意である。（「啟元大一統志殘本」

潛研堂文集二九）

之に對し吳騫は秘書監志（卷四）序及び「進呈志書」

に、

至元乙酉。欲實著作之職。乃命大集萬方圖志而一

之、以表皇元疆理無外之大。詔大臣近侍提其綱、聘

鴻生碩士、立局置屬比其事。凡九年而成書。續得雲

南・遼陽等書。又纂修九年而始就。今祕府所藏大一

統志是也。……

大德七年五月初二日。祕書郎呈奉祕府指揮。當年三

月三十日也可怯薛第一日玉德殿內有時分。集賢大學

士卜蘭禧・昭文館大學士祕書監岳鉉等奏。祕書監修

撰大一統志、元欽奉世祖皇帝聖旨編集。始自至元二

十三年、至今才方成書。以是繕寫。總計六百冊・一

千三百卷。進呈欽奉御覽過。奉聖旨。於祕府如法收

藏。仍賜賚撰集人等者。欽此。

とあるを以て大德七年進呈の千三百卷本のみを認め至

元本のあるを認めず、従つて至正七年刊本は當然右の

千三百卷本なりとの説を主張するものである。（「元大

殘本跋」愚谷文存四）

そも、大一統志編纂の發端を按ずるに、祕書監志

に、

至元二十二年六月二十五日。中書省先爲兵部元掌郡

邑圖。誌俱各不完、近年以來隨路京府州縣多有更改、

及各處行省所轄地面在先未曾取會。已經開坐沿革等

事。移咨各省、并割付兵部遍行取勘去。後據兵部令

史劉偉呈。亦爲此事施行間。據來呈。該。準上都祕

書監關。扎馬刺丁奏。太史院麻法做有。……教祕

書監家也做者。但是路分裏收拾那圖子。但是畫計的

路分野地山林里道立墩每一件裏希罕底。但是地生出

來的、把那的做文字呵怎生。奉聖旨那般般者。欽此。

呈乞照詳事。得此。六月十三日與本監焦尙書・彭少監等議得。翰林院・兵部各差正官、與本監一同商量編類似爲便當。得此。除已割付兵部、摘委兵部郎中趙奉議、及割付翰林院依上差官外。仰照驗。欽依聖旨事意施行。(四 大一 統志奏文)

と見えてゐる如く、兵部が其の職掌として、未完成の天下郡縣の圖誌の編類を命ぜられ其實行に着手せる期間中、會々上都祕書監が太史院の授時曆、太醫院の本草に倣つて天下の地理書編纂を奏請し、之が許可の聖旨を受けたので、便宜上兵部・祕書監・翰林院合同を以て之が實行に移るべく中書省の方針が決定せられたのである。元史卷十三に、

〔至元二十二年七月〕甲戌勅祕書監修地理書。

とあるは右の經緯の結果を簡單に述べたものに外ならない。要するに當初より兵部・祕書監夫々別個の必要意義より天下地理書の纂修が企てられ、而も單に便宜上共同事業として實行せられたものである事が判る。此の事情を考慮に入れ、ば、初修本の成立を二十八年に非ずして三十一年なりと斷定した金氏の第一根據

至元三十一年十月二十六日。本監准中書兵部關。發

到至元大一統志四伯五十冊。呈解中書省割付。發下右司收管。(祕書監志 四 收管大一統志)

は其自身明かに兵部専用の大一統志が祕書監で編寫を終へ兵部に廻附せられたる内容にして、決して金氏の謂ふ如く初修本の成立を示したるものでない事が判るだらう。三十一年八月付祕書監・兵部間の行移に、至元大一統志の編寫に際し各路の卷首に地圖を挿入すべしとの兵部の要求と之をうけて必要な地圖の提出を求むる祕書監の言が見へてゐる事や(祕書監志 四 地理小圖) 同十二日の兵部より祕書監への關に兵部用の大一統志と之が編寫に従事せる人員の人數・姓名其他の詳細とを廻付せよとの記載がある事は(同書 飲食錢) よく此の間の消息を示してゐる。

更に氏の第二根據たる上記祕書監志(卷四 纂修) 序文は、吳騫の依據した一理由でもあるがこれ又祕書監志の編者王士點・商企翁が當時殘存せる公文書のみを基として概説せる所であつて、仔細に其の内容を吟味すれば必しも直に金・吳兩氏の憑據とはならない事が判る。

蓋し三十一年十月二十六日の公文を以て初修本の完成と誤解した結果「凡九年而成書」と記し、祕書監志

(卷四「書」)に明確なる大徳五年七月二日の大徳本の重修開始を、元貞元年と解した爲に再び「又纂修九年而始就」と誤つた如き是である。大一統志纂修の次第を詳記する祕書監志が獨り二十六年七月十八日の移文以後三十一年八月の其まで中絶してゐる事は恐らく此の間に公文書の脱落せるものあるを示すものならんと解せられるが、其の結果至元二十八年祕書監本の成立が已に祕書監志編輯の當時に於て誤解されて三十一年説が唱へられ、其が直に金氏によつて繼承されたものである。幸に許有壬「大一統志序」が此の間にあつて二十八年成立の事實を傳へ錢氏の傳承する所となつたといふのが其の實狀であらう。

三十一年兵部本が祕書監の手により編寫を完了したとすれば之に先行して祕書監本が成立し、兵部本は實に此の祕書監本を基礎として若干兵部の必要な地圖其他を附載したものであらうと云ふ事は纂修當初の事情より容易に推定せられる所である。

大徳五年七月初九日。本監移中書兵部關。奉中書省判送。兵部呈。祕書監關。著作郎趙從仕呈。見爲編寫大一統志、除祕書監發下志書一部在局編校外。照

得在先亦有一部。見留中書兵部。中間多有不同。必須發下、互相參攷庶得歸一成書。本部參詳。大一統志書若依著作所呈、令本部典史時公棗專一收掌、赴局互相參攷檢照。就令編寫志書了畢還部、似不點汚損壞。具呈照詳。覆奉部堂鈞旨。送兵部將上項志書關發。本監照用、事畢還官。(祕書監志五) (收管大一統志)

と兵部に祕書監本至元大一統志と異同ある一本が收管されてゐる事を示す記事と併せ考へて、此の想像の過らざるを認めうると思はれる。許有壬の「大一統志序」に至元二十八年至元大一統志七百五十五卷が祕書監に藏せられたとするものは正しく此の事實を指すに他ならない。許有壬の言の依據する所は不明であるが、如上の如き前後の事情よりすれば其の記事を否定する事は別の確證なき限り絶対に不可能であらう。

至元大一統志の祕書監本・兵部本が夫々二十八年・三十一年に成書を完了したことは以上論じ來れる所であるが此の至元大一統志とは虞應龍撰する統同志を骨子として各行省よりの報告を參考したものであることは金氏も「考證」三に祕書監志(卷四「虞應龍」)の記事を以て指摘してゐる通りである。其の内容たるや雲南・

甘肅・遼陽三行省を缺く第一次纂修本であつた。然るに引續き至元大一統志の第二次纂修が開始された。

〔成宗即位〕未幾陞祕書少監。預修大一統志。(元史 卷一六四) 楊桓傳)

といふ記事の示す所である。楊桓の祕書少監になつたのは祕書監志(卷九)によれば至元三十一年十二月十九日である。かくて元貞二年三月金齒を除いた雲南行省の報告が編類、編寫せられ(祕書監志四)〔編類雲南圖志〕續いて到着の甘肅行省の報告と合せ大徳二年二月、五十八冊に完成され、三年七月には遼陽行省の部分を最後として總目錄と共に八冊が完了してゐる。至元大一統志の完全な完了は實に大徳三年七月にありと言はねばならない。翌四年四月十二日祕書郎の呈に至元大一統志四百八十三冊・七百八十七卷の校勘を終へて之を祕書監に繳納せりと見えて居る。つまり七百五十五卷よりなる二十八年完了の第一次至元大一統志が第二次編類の部を合し四百八十三冊・七百八十七卷として大徳三年七月に完成したのである。従つて至元二十八年第一次纂修至元大一統志は當然四百十七冊・七百五十五卷本でなければならぬ。かくして完成した至元大一

統志は再び大徳五年七月二日著作郎趙炸の請により重ねて校勘添加が加へられ、七年三月三十日ト蘭禧・岳鉉の手より六百冊・一千三百卷本として成宗に進呈され、多岐な纂修の事業が完全に終了を見るに至つたのである。

以上煩雜な推論の結果、とに角大一統志纂修の始末に關し錢大昕の見解は、大徳重修本一千卷とするを祕書監志により千三百卷と改變する事により、全面的に肯定せられ、従つて吳騫・金毓黻氏の見解が改正されねばならぬといふ結論に達したのである。

次に至正七年の刊本であるが吳氏、金氏共に其に關する唯一の史料たる許序を參考する事なく論議を進め前者に在ては全く何等の根據を提出する事なく、後者に於ても又單に現存する殘本が大徳本なりといふ事のみを以て直に之を大徳本千三百卷本に他ならずと斷定したにすぎない。然しながら現存の殘本が一種に止らず二種又は三種と考へられる事より其の刊行が一度に限られざりしを知るべく、直に以て至正七年刊行本を大徳本と斷ずる事は出来ない。事實虛心に上記の許序を見る時は千三百卷本の刊行の序文として首肯出來な

い節が多々ある事は誰人にも容易に看取せられると思はれる。遺憾ながら現在之を積極的に立證すべき旁證が見當らぬ以上決定的な斷定は下すに躊躇する所であるが、至元二十八年成書された第一次至元大一統志の刊行と見る方が穩當ではあるまいか。

以上要するに大一統志の纂修刊行に關する金氏の考證は決して決定的なものではなく、問題は依然問題として殘されて居るのである。

第三章「名稱及體例」の一節に、秘書監志卷四「虞龍應」の項に載する湖廣行省の咨に依つて大一統志の名稱の由來を春秋に説く大一統に基けるを論じて居るが、此の事は又許有壬の序にも明記する所である。唯氏が元貞二年十一月著作郎呈する所の大一統志凡例を以て現存の大徳本の體例と對比して符合せざるを指摘し強ひて辯辭を用ひて居るが、之は全然不必要であり不當である。元貞二年十一月の凡例は至元大一統志の其であり、大徳重修の大元大一統志は之を底本とはした<sup>(秘書監志)</sup>が添改を加へて居る事は趙汧大徳五年七月の呈<sup>(秘書監志)</sup>に明言する所であるから。蓋し七百八十七卷の至元再修本が大徳重修の結果千三百卷に増大したの

は其の體例に於ても其の記事に於ても、非常な添増が與へられたるを示すものであつて、大徳五年八月大徳重修本の體例として、至元大一統志の凡例に無い四至八到坊郭體式が秘書監志に見へる<sup>(卷四。四至八)</sup>如其の一端を示すものに他ならない。

第四章「資料」は例を擧げて元和郡縣志以下の諸地志の關係を説くものであり、第五章「殘本」第六章「佚文」に就ては已に「殘本」。「輯本」の項に於て觸れて置いた。

第七章「與元史地理志之異同」元史地理志が主要な材料としたものに經世大典・及び一統志<sup>(至元)</sup>があつた事は、元史食貨志・兵志站赤・刑法志が夫々經世大典に據つた事より<sup>(市村博士「元朝ノ實錄及ビ經世大典ニ就キテ」)</sup>羽田博士「元朝驛傳雜考」<sup>(阿部學士「大元通制解説」)</sup>も容易に推測されるが、事實<sup>(元史刑法史ト元律)</sup>明かに地理志<sup>(遼陽行省 廣寧府路)</sup>肇州の條に其の一斑を示す記事が見られる。此の點金氏は元史地理志と大一統志との異同を論じたのであるが其の一例として最後に擧げた肇州の例は、更に考慮の餘地があるのではなからうか。即ち地理志が大一統志に肇州を載せずと云へるに對し、遼東志・滿洲源流考に引ける「開元諸古城」上



「京故城」の記事を取つて以つて其の異同を論じて居るが、已に箭内博士・和田教授の注意された如く（池内博士ノ元代ノ地名開元ノ沿革ヲ讀ム）「元代ノ開元路ニ就イテ」之は元の肇州に非ざるものと解せられる以上、元史地理志の記事との相異と認め難いと思はれるからである。

第八章「與明一統志之異同」明一統志が元一統志に依據し、而も實に於て量に於て著るしく見劣りがする點を指摘したもので、兩者の體例の異同、及び其の特徵的諸點に深い考察が與へられてゐる。

④附録一卷　大元大一統志の提要として作られた「考證」の資料を綿密に全録した云はば關係資料集である。祕書監志を初めとし殆ど洩れなく採取してゐる中に、根本資料の一なる許有壬の「大一統志序」が見當らぬ事は、前にも述べた如く重大な疏漏と云はねばならない。其他強ひて脱落せるものを擧ぐれば元史楊桓傳・孔齋至正直記・朱思本一統圖序（廣輿圖所載）等が數へられるし、又祕書監志四纂修の目中に收められて居ても大一統志纂修と無關係の記事、例へば「校讐書籍」。「保舉」の如き類をも無批判に全録して居るの、は全く無意味であらう。

（愛宕松男）